

茨城県報

第 2 4 5 号

平成 3 年 5 月 27 日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●青少年に有害な興行の指定(県民生活課)	1
●定款変更の認可(2件)(農地管理課)	2
●土地収用法による事業の認定(用地課)	3
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課)	3
●道路の供用の開始(")	4
●都市計画法に基づく事業計画の変更の認可(都市施設課)	5
●茨城県収入証紙売りさばき人の指定(出納第一課)	5
●土地改良事業の認可(7件)(土地改良事務所)	5
●換地処分(2件)(")	7

(選挙管理委員会)

●選挙管理委員会第4回臨時会の招集	7
-------------------------	---

公 告

●危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施(消防防災課)	8
●公共測量の実施(用地課)	11
●開発行為の工事完了(建築指導課)	11
●道路の位置の廃止(")	11
●口頭審理の開催(開発審査会)	12

正 誤

●平成2年11月19日付け茨城県報第193号中	12
-------------------------------	----

告 示

茨城県告示第631号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
8 2	映 画	ザッツ変態テインメント 異 常 S E X 大 全 集	新 東 宝 映 画
8 3	"	個人レッスン 触ってあげる	"
8 4	"	海 か ら 来 た 男	E N K プ ロ
8 5	"	美 し き 獲 物	"
8 6	"	トリー・ウェルズのブルー・アクトレス	ニューセレクト
8 7	"	愛 欲 に 濡 れ た 女	大 蔵 映 画
8 8	"	〔新日本映像ニュース〕 ザ・緊 縛 O N A N I E	新 日 本 映 像
8 9	"	ザ・緊 縛 O N A N I E	"
9 0	"	〔新日本映像ニュース〕 未亡人 onanie ぐしょ濡れ	"
9 1	"	未亡人 onanie ぐしょ濡れ	"
9 2	"	牝 獣	大 蔵 映 画
9 3	"	〔新日本映像ニュース〕 若奥様狩り 性感帯をなぶれ!	新 日 本 映 像
9 4	"	若奥様狩り 性感帯をなぶれ!	"
9 5	"	薔 薇 物 語 愛 を く だ さ い	大 蔵 映 画
9 6	"	エロワイフ 恥性まみれの女	ニューセレクト
9 7	"	悶 絶 O L 異 常 な 前 戯	新 東 宝 映 画
9 8	"	トリー・ウェルズの ブルー・アクトレス	ニューセレクト

茨城県告示第632号

平成3年4月15日付けで福岡堰土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成3年5月20日認可した。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第633号

平成3年5月1日付けで麻生土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成3年5月20日認可した。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第634号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 笠間市
- 2 事業の種類 飯田ダム周辺環境整備事業（笠間湖畔の杜公園整備事業）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 茨城県笠間市大字飯田字柳田、権現前、梨木平、菰沢、柳沢峠及びウルイ沢地内
 - (2) 使用の部分 な し

茨城県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成3年5月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 294号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡守谷町大字小山 332番地から	旧	最大 ^{メートル} 30.0	^{メートル} 4,580.0	
		最小 9.0		
北相馬郡守谷町大字立沢 字向溜甲2000番地まで	新	最大 47.0	4,580.0	現道拡幅による区域変更
		最小 26.0		

茨城県告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成3年5月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道下館停車場線	下館市乙87番3地先から 下館市丙210番19地先まで	旧	メートル 最大 16.0	メートル 104.0	再開発事業に伴う区域変更
			最小 11.6		
	下館市乙86番3地先から 下館市丙210番19地先まで	新	最大 37.0	83.5	
			最小 14.0		
県道下館停車場荒線	下館市乙87番3地先から 下館市丙220番6地先まで	旧	最大 12.0	48.0	同 上
			最小 12.0		
	下館市乙86番3地先から 下館市丙220番6地先まで	新	最大 20.0	23.0	
			最小 16.0		

茨城県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成3年5月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 下館停車場線	下館市乙86番3地先から 下館市丙210番19地先まで	平成3年5月27日
県道 下館停車場荒線	下館市乙86番3地先から 下館市丙220番6地先まで	同 上

茨城県告示第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第1項の規定により次のように告示する。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画公園事業
7 逆川緑地
- 3 事業施行期間 昭和61年12月22日から平成12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和61年12月22日告示第1701号及び昭和62年11月12日告示第1526号の事業地のうち千波町字台畑地内において事業地を変更し、千波町字原新田、字西川端、及び字タキシタ、笠原町字上組、並びに米沢町字逆川を加える。
 - (2) 使用の部分 変更なし

茨城県告示第639号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第5条第2項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 指定年月日 平成3年5月13日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
久慈郡太子町大字内大野1870
太子タイプ印刷
飯 村 美智子

茨城県告示第640号

平成3年3月6日付けで美浦村から認可申請のあった土屋地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成3年5月10日認可した。

平成3年5月27日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

茨城県告示第641号

平成3年3月6日付けで美浦村から認可申請のあった土浦地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成3年5月10日認可した。

平成3年5月27日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

茨城県告示第642号

平成3年3月6日付けで美浦村から認可申請のあった大山東部地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成3年5月10日認可した。

平成3年5月27日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

茨城県告示第643号

平成3年3月6日付けで美浦村から認可申請のあった大須賀津地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成3年5月10日認可した。

平成3年5月27日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

茨城県告示第644号

平成3年3月6日付けで美浦村から認可申請のあった太田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成3年5月10日認可した。

平成3年5月27日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

茨城県告示第645号

平成3年1月18日付けで吉田用土地改良区から認可申請のあった花島地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成3年4月22日認可した。

平成3年5月27日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

茨城県告示第646号

平成3年1月8日付けで水海道市坂手町1580番地野口好一ほか41名から認可申請のあった西谷津地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により平成3年4月1日認可した。

平成3年5月27日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

茨城県告示第647号

平成3年4月11日付け水土改指令第211号をもって認可した遠西地区の換地計画については、東茨城郡美野里町大字竹原2065番地遠西土地改良事業共同施行委員長佐久公男から、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

平成3年5月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

茨城県告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営土地改良事業神山区に係る換地処分をした。

平成3年5月27日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

（選 挙 管 理 委 員 会）

茨城県選挙管理委員会告示第37号

平成3年茨城県選挙管理委員会第4回臨時会を次のとおり招集する。

平成3年5月27日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴 木 貞 男

1 日 時 平成3年5月27日（月） 午後2時から

2 場 所 茨城県水戸市三の丸1－7－41

茨城県職員会館

3 議 題

(1) 平成2年12月9日執行茨城県議会議員一般選挙に係る異議申出の審理について

(2) そ の 他

公 告

●危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づき、平成3年度前期危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

平成3年度前期危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施要領

この保安に関する講習は、製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の取扱作業に従事している甲種、乙種又は丙種危険物取扱者が、3年以内（ただし経過措置として昭和61年度に受講した者等は5年以内）ごとに受講しなければならないものです。

なお、講習対象者が、法定期間内にこの講習を受講しなかった場合には、免状の返納命令を受けることもありますから、注意して下さい。

1 講 習 対 象 者

製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者（危険物保安監督者を含む。）のうち次に掲げる者を対象とする。

- (1) 継続して当該取扱作業に従事している者で免状の交付又は当該講習を受けた日から3年（ただし経過措置として昭和61年度に受講した者等は5年）以内の者。
- (2) 新たに当該取扱作業に従事することになった日から1年以内の者で免状の交付又は当該講習を受けた日から3年以上（ただし経過措置として昭和61年度に受講した者等は5年以上）経過している者。
- (3) (1)及び(2)以外の者で受講を希望する者。

2 講習科目及び講習時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項（1時間）

- ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
- イ 危険物規制の要点

- (2) 危険物の火災予防に関する事項（2時間）

- ア 危険物施設の火災及び漏えい事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
- イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
- ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

3 講習資料の配布

講習当日、講習に関する資料を配布します。

4 講習の日時、会場及び受講申請書の受付日時等

講習月日	講習会場	受講区分	講習時間	受講申請書の受付		
				受付日	受付会場	受付時間
平成3年 6月25日 (火)	神栖町 中央公民館	コンビナート	9:00~12:00	平成3年 6月14日 (金)	鹿島南部 消防本部	10:00 ↓ 16:00
		コンビナート	13:00~16:00			
		給油	13:00~16:00			
7月2日 (火)	土浦市 市民会館	一般	9:00~12:00	6月19日 (水)	土浦市 消防本部	10:00 ↓ 16:00
		給油	13:00~16:00			
7月9日 (火)	日立市多賀 市民会館	一般	9:00~12:00	6月27日 (木)	日立市 消防本部	10:00 ↓ 16:00
		給油	13:00~16:00			
7月18日 (木)	鹿行広域 消防本部	一般	9:00~12:00	7月5日 (金)	鹿行広域 消防本部	10:00 ↓ 16:00
		給油	13:00~16:00			
7月30日 (火)	土浦市 市民会館	一般	9:00~12:00	7月11日 (木)	土浦市 消防本部	10:00 ↓ 16:00
		給油	13:00~16:00			
8月2日 (金)	茨城県民文化 センター	一般	9:00~12:00	7月23日 (火)	県危険物 安全協会 連合会	10:00 ↓ 16:00
		給油	13:00~16:00			
8月27日 (火)	鹿島勤労 文化会館	コンビナート	9:30~12:30	8月8日 (木)	鹿島南部 消防本部	10:00 ↓ 16:00
		一般	13:30~16:30			
9月3日 (火)	県下館 合同庁舎	一般	9:00~12:00	8月22日 (木)	筑西広域 消防本部	10:00 ↓ 16:00
		給油	13:00~16:00			
9月6日 (金)	総和町 中央公民館	一般	9:00~12:00	8月29日 (木)	古河消防署 の総和分署	10:00 ↓ 16:00
		給油	13:00~16:00			

※ 郵送で申込みの場合は、各会場の受付日の1週間前から受付日の前日までに(社)茨城県危険物安全協会連合会（水戸市南町3丁目4番57号）に必着するように簡易書留で送付のこと。

5 講習申し込みの手続等

(1) 受講申請書の配布場所

(社)茨城県危険物安全協会連合会、茨城県総務部消防防災課、県内の各消防本部及び消防本部未設置町村役場で配布します。

(2) 受講申請書の受付

受講申請書に茨城県収入証紙4,000円(申請手数料)を貼付して受講を希望する講習会場に応じ、それぞれの受講申請書の受付会場で申請をして下さい。(茨城県収入証紙は受付会場でも販売いたします。)

郵送による申し込みの場合は、それぞれの受講申請受付日の1週間前から受付日の前日までに(社)茨城県危険物安全協会連合会に必着するように簡易書留で送付のこと。

なお、受講申請書受付後は申請書及び手数料はお返しいたしません。(受講を希望した講習会場に出席できなかった場合は、平成3年度内であれば他の会場で受講できます。ただし、この場合は(社)茨城県危険物安全協会連合会へ電話連絡すること。)

※ 講習会場収容予定人員をオーバーした場合は締め切ることもあります。

6 講習日当日の提出書類、受付等

(1) 提出書類

ア 危険物取扱者保安講習受講票

イ 危険物取扱者免状(所持しているもの全部)

(2) 受付時間

午前の部: 8時30分から9時まで(鹿島勤労文化会館は9時から9時30分まで)

午後の部: 12時30分から13時まで(鹿島勤労文化会館は13時から13時30分まで)

なお、講習開始時刻までに受付をしない場合は、受講できません。

7 講習終了の証明及び免状の返戻

講習終了者には、講習終了を証明する事項を記載した当該免状を講習終了後受講票と引き換えに返戻します。

8 そ の 他

(1) 講習会開催中無断で離席した場合には、講習終了を認めないこともあります。

(2) 各講習会場には、特に駐車場の準備はありません。

(3) その他、講習について不明な点がある場合は、(社)茨城県危険物安全協会連合会(電話0292-21-7398)に問い合わせてください。

~~~~~

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 下 妻 市
- 2 作 業 種 類 公共測量（土地区画整理現況図作成）
- 3 作 業 期 間 平成3年6月1日から平成4年3月31日まで
- 4 作 業 区 域 下妻東部地区

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
勝田市高場字下谷1931番1，1937番，1942番
- 2 事業主の住所及び氏名  
日立市幸町3丁目4番6号  
日立木材地所株式会社  
代表取締役 門 瀬 益 雄

●道路の位置の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり廃止した。

平成3年5月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 廃止番号            | 廃 止<br>年 月 日 | 申 請 者                          |                     | 道 路 の 位 置                              | 道路幅員及び延長     |               |
|-----------------|--------------|--------------------------------|---------------------|----------------------------------------|--------------|---------------|
|                 |              | 氏 名                            | 住 所                 |                                        | 幅 員          | 延 長           |
| 水土木指令<br>第1080号 | 3 . 5 . 14   | 東成プラン<br>ニング(株)<br>(代)<br>河野 清 | 那珂郡東海村舟<br>石川571－43 | 那珂郡東海村大字村松<br>字庚塔428－7，428<br>－8，429－9 | メートル<br>4.00 | メートル<br>50.20 |

## ●口頭審理の開催

平成3年4月2日付けで、稲敷郡江戸崎町鳩崎881－1岡田宏一から提起された審査請求について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第50条第3項の規定に基づき次のとおり口頭審査を行う。

平成3年5月27日

茨城県開発審査会長 人 見 孔 哉

1 日 時 平成3年5月31日（金）

午前10時

2 場 所 水戸市三の丸1－7－41

茨城県職員会館第3，第4 サークル室

---

正 誤

---

●平成2年11月19日付け茨城県報第193号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤       | 正                  |
|-----|-------|---------|--------------------|
| 2   | 上から2  | 1973    | 1973（次の図に示す部分に限る。） |
| 2   | 上から13 | 「次のとおり」 | 「次の図」及び「次のとおり」     |

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)